

<b>施策名 (事業名)</b>		商店街等活性化支援事業 ①中心市街地・商店街等診断・サポート事業（巡回型・パッケージ型） ②中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業
<b>目的</b>		商店街等の組織力強化、地域エリア価値向上等に対する支援について、専門家等による面的伴走支援を軸に施策を展開するとともに、事業者に対して既存の中小企業支援策、地方創生支援策等の活用を促す。
<b>国の窓口</b>		経済産業省中小企業庁商業課地域経済産業グループ中心市街地活性化室 （北海道経済産業局産業部経営支援課商業振興室）
<b>道の窓口 (内線番号)</b>		経済部地域経済局中小企業課 主査（商業振興） （26-633）
<b>事業の概要</b>	<b>対象団体</b>	①巡回型：商店街組織（任意団体含む）、まちづくり会社、中心市街地活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織等 パッケージ型：新たに中心市街地の活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織、商店街組織、まちづくり会社等 ②中心市街地活性化協議会、認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
	<b>対象事業</b>	【中心市街地・商店街等診断・サポート事業（巡回型・パッケージ型）】 巡回型：商店街等からの問い合わせ等を端緒に、専門家等が現地を訪問し、地域課題の特定や、次のアクションに資する支援メニューの提案や取り組むべき方向性のアドバイスを実施する。 パッケージ型：複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣し、伴走支援を通じて地域における事業推進体制の強化を図る。 【中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業】 認定中心市街地活性化計画（各地域において独自に定めた中心市街地活性化計画を含む）に基づく事業を対象に、中小企業アドバイザーによる助言等を通じて該当事業のブラッシュアップを図ることで、当該地域の経済活動の向上等につなげる。
	<b>採択要件</b>	不明(現在制度設計中)
	<b>補助率 又は 補助額</b>	—
	<b>対象経費</b>	—
	<b>財政支援</b>	—
	<b>その他</b>	①巡回型支援・・・同一専門家が最大3人日/地域まで訪問可能（半日なら最大6回） パッケージ型・・・事業内容に応じて、最大3年間、継続支援可能 ②1年間、費用は無料（3人日/年まで）
<b>中心市街地活性化法との関連</b> <input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		



経済産業省



# 今後の商店街・中心市街地活性化施策について

令和6年1月

中小企業庁商業課

地域経済産業グループ中心市街地活性化室

# ① 中心市街地・商店街等診断・サポート事業の概要

## 巡回型支援

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>意欲ある地域からの問い合わせ・相談を端緒に、専門家等が現地を訪問し、ヒアリングを通じて地域ニーズの抽出や地域課題の特定を行うことで、地域に対し、次のアクションに向けた行動変容を促すことを目的とする。</u></li> </ul>
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 商店街組織（任意団体含む）※</li> <li>② まちづくり会社</li> <li>③ 中心市街地活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織 等</li> </ul> <p>※ 商工会議所・商工会が当該地域のまちづくりや商業活性化等の担い手となっている場合は、商店街組織と見做す。</p>
訪問回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>同一専門家が最大3人日／地域まで訪問可能（半日なら最大6回）</u></li> </ul>

## パッケージ型支援

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>意欲ある地域に対し、複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣し、伴走支援を通じて地域における事業推進体制の強化※を図ることを目的とする。</u></li> </ul> <p>※ 事業実施組織の組成、事業収益力の強化、地域関係者の連携強化など</p> <p>【支援イメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の面的価値を高める取組を重点的に支援するため、<u>地域ニーズの抽出や地域課題の特定をはじめ、調査・分析等に基づいた助言・診断等を行う。</u></li> <li>・ さらに、<u>新たな取組（空き店舗対策、新規事業創出、地域の推進体制構築等）の検討・計画策定等に向けた助言・面的な伴走支援等を行う。</u></li> </ul>
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 新たに中心市街地の活性化を検討する商工会議所・商工会・まちづくり会社等の組織</li> <li>② 商店街組織（任意団体含む）、まちづくり会社等</li> </ul> <p>※ ②については、自治体が策定するまちづくり計画や商店街活性化計画等に位置付けられているエリア又は、申請時に自治体による支援計画書（仮称）が付されているエリアに限る。</p>
支援期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>事業内容に応じて、最大3年間、継続支援可能</u></li> </ul>

※現在制度設計中のため、事業内容は変更する可能性があります

## ② 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業の概要

- 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業は、認定中心市街地活性化計画（各地域において独自に定めた中心市街地活性化計画を含む）に基づく事業を対象に、中小企業アドバイザーによる助言等を通じて該当事業のブラッシュアップを図ることで、当該地域の経済活力の向上等につなげることを目的とする。

<b>支援対象</b>	① 中心市街地活性化協議会 ② 認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者
<b>事業概要</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次のいずれかに掲載されている事業について、助言や解決策の提案を行う。<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中活法に基づく認定を受けた基本計画に係る事業（認定期間が終了した基本計画を含む）</li><li>・ 各地域で定めた中心市街地活性化のための計画（認定を受けていない独自計画）に係る事業など</li></ul></li></ul> <p>&lt;基本計画掲載事業等の実施に関わるアドバイスイメージ&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 施設整備や施設運営についての事業主体の構築</li><li>2) 施設整備計画の策定及び見直し</li><li>3) 施設運営計画の策定及び見直し</li><li>4) 施設運営計画の実行と改善</li><li>5) ソフト事業の運営体制についての事業主体の構築</li><li>6) ソフト事業の計画策定及び見直し</li><li>7) ソフト事業の計画の実行と改善</li><li>8) その他機構が認めるテーマ</li></ol>
<b>ゴール設定</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 中心市街地活性化計画に定める目標値の達成等</li></ul>
<b>支援期間</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1年間</li><li>● 費用は無料（3人日／年まで） ※基本計画認定地域は5人日／年まで無料。また、有料派遣を含め最大10人日まで利用可能。</li></ul>

※現在制度設計中のため、事業内容は変更する可能性があります

<b>施策名 (事業名)</b>		中小企業総合振興資金 ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付 政策サポート (商業)
<b>目的</b>		商店街活性化事業など地域商業の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等に対し、事業の推進及び実施に必要な事業資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の事業活動の発展に資する
<b>国の窓口</b>		
<b>道の窓口 (内線番号)</b>		経済部地域経済局中小企業課金融係 (26-364)
<b>事業の概要</b>	<b>対象団体</b>	中小企業者及び中小企業等協同組合等
	<b>対象事業</b>	(1)中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法により認定を受けた計画に基づく事業 (2)市町村が認める中心市街地の区域内に新規出店等により商業等を推進する事業 (3)最近5カ年度以内に道の商業関連補助事業の支援を受けた事業
	<b>採択要件</b>	○道内に事業所を有する中小企業者等であるもの ○許認可等を要する事業にあつては、その許認可等を受けているもの ○北海道信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの
	<b>補助率 又は 補助額</b>	【融資金額】1億円以内 【融資期間】10年以内 (うち据置1年以内) 【融資利率】[固定金利] [変動金利] 3年以内 年1.1% 年1.1% 5年以内 年1.3% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る) 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%
	<b>対象経費</b>	【資金用途】事業資金 (運転資金及び設備資金)
	<b>財政支援</b>	
	<b>その他</b>	金融機関による審査 (保証を付す場合は北海道信用保証協会の審査) を経た上で、道の定める融資条件により資金の貸付けを行う
<b>中心市街地活性化法との関連</b> <input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業 (優遇措置を受けられる項目 : <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

# ステップアップ貸付

## 【政策サポート「商業」】

### 対象者

- ・商店街活性化事業など地域商業の活性化に資する事業に取り組む方



融資金額

1億円  
以内

融資期間

10年以内  
(うち据置1年以内)

融資利率

固定金利	
3年以内	年1.1%
5年以内	年1.3%
7年以内	年1.5%
10年以内	年1.7%

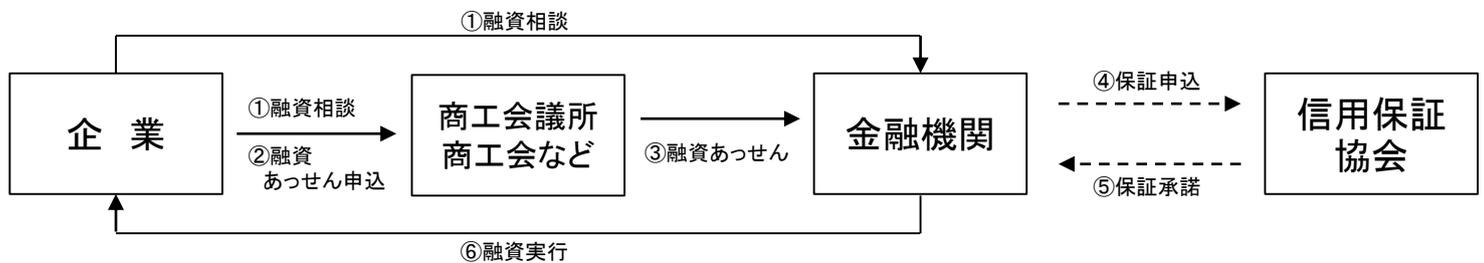
変動金利	
年1.1%	
※融資期間が3年を超える場合に限る	

創ろう  
笑顔と賑わいを  
輝かそう未来を

# 融資条件

融資対象	(1) 次の法律により認定を受け、その計画に基づく事業を行うもの ・中心市街地活性化法 ・地域商店街活性化法 (2) 市町村が認める中心市街地の区域内に新規出店等により商業等を推進する事業に取り組むもの (3) 最近5カ年度以内に道の商業関連補助事業の支援を受けた事業に取り組むもの		
資金使途	事業資金 <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;">・融資対象(1)については、当該計画に基づく事業の実施に必要な事業資金 ・融資対象(2)については、新規出店等に必要な事業資金 ・融資対象(3)については、事業実施に必要な事業資金</span>		
融資金額	1億円以内		
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)		
融資利率	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>【固定金利】</b>            3年以内 年1.1%            5年以内 年1.3%            7年以内 年1.5%            10年以内 年1.7%         </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <b>【変動金利】</b>            年1.1%            ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る            ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります         </td> </tr> </table>	<b>【固定金利】</b> 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%	<b>【変動金利】</b> 年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります
<b>【固定金利】</b> 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7%	<b>【変動金利】</b> 年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります		
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる		
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある		
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合		

## 融資までの基本的な流れ



## お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込み可。  
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込み可。

## お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索



<b>施策名 (事業名)</b>		高度化資金貸付事業費
<b>目的</b>		中小企業の振興を図るため、中小企業の連携、事業の共同化、中小企業の活性化等に必要な資金の一部を貸し付けする
<b>国の窓口</b>		独立行政法人中小企業基盤整備機構高度化事業企画課 (03-5470-1528)
<b>道の窓口 (内線番号)</b>		経済部地域経済局中小企業課高度化資金係 (26-378)
<b>事業の概要</b>	<b>対象団体</b>	事業協同組合、協業組合等及び組合員等である特定中小企業者並びに第三セクター等（特定会社、一般社団法人、商工会等、市町村）
	<b>対象事業</b>	中小企業者が設立した協同組合等が事業の共同化、工場・店舗等の集団化、商店街の近代化、その他中小企業の振興を図るために必要な土地、建物、構造物、設備を整備する事業（中小企業高度化事業） 経営革新計画承認グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業
	<b>採択要件</b>	貸付を受けようとする前々年度の12月28日までに、中小企業高度化事業の事業実施計画書を知事に提出し、診断助言を受ける必要がある 貸付に当たっては物的担保等を必要とする
	<b>補助率 又は 補助額</b>	貸付対象施設の取得に要する経費の原則80%以内について、年0.60%（令和5年度貸付決定分適用。利率は毎年度見直し）又は無利子（法認定を受けた場合等）で、償還期間20年以内（据置期間3年以内）で貸し付ける
	<b>対象経費</b>	中小企業高度化事業のための土地、建物等を取得し、造成し又は整備するために必要な資金
	<b>財政支援</b>	
	<b>その他</b>	HPアドレス <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.html</a>
<b>中心市街地活性化法との関連</b>		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input checked="" type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目：無利子貸付） <input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		